

函館市介護扶助における軽度者（介護保険の被保険者以外の者）
に対する福祉用具貸与費等の算定の取扱いに関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護扶助を受けている者のうち介護保険の被保険者以外の者（介護保険法（平成9年法律第123号）第9条に規定する被保険者以外の者）について、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号。以下「平成12年通知」という。）第二の9（2）ウおよび指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号。以下「平成18年通知」という。）第二の11（2）ウの規定に基づき、要介護状態区分が要介護1である要介護者または要支援者（以下「軽度者」という。）に対する指定福祉用具貸与費または指定介護予防福祉用具貸与費を算定する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（申請）

第2条 平成12年通知第二の9（2）ウまたは平成18年通知第二の11（2）ウの規定による指定福祉用具貸与費または指定介護予防福祉用具貸与費の算定（以下「例外給付」という。）が必要であることの確認を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書に次に掲げる書類を添えて、福祉事務所長に申請しなければならない。なお、当該確認に係る軽度者が当該確認の有効期間内に要介護認定または要支援認定の更新または変更を受けたときも、同様とする。

- (1) 居宅サービス計画書または介護予防サービス計画書の写し
- (2) サービス担当者会議の記録またはこれに準ずる書類
- (3) 主治医意見書、医師の診断書または担当の指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員または指定介護予防支援事業所の担当職員（以

下「ケアマネジャー等」という。)が聴取した居宅サービス計画書もしくは介護予防サービス計画書に記載する医師の所見等を記載した書面

- 2 福祉事務所長は、前項の規定による申請があった場合において、同項の確認ができ例外給付の必要があると認めるとき、または同項の確認ができず例外給付を必要としないと認めるときは、別記第2号様式の通知書により、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(確認の有効期間)

第3条 前条第2項の確認の有効期間は、別記第1号様式記載の貸与開始日(貸与開始予定日)から前条第1項第2号の記録に係るサービス担当者会議の開催日から6か月後に属する月の末日までとする。

(例外給付の可否の見直し等)

第4条 ケアマネジャー等は、第2条第1項の確認に係る軽度者について、次回のサービス担当者会議により例外給付の可否を見直し、その結果を記録しなければならない。

- 2 ケアマネジャー等は、前項の規定による見直しの結果、継続して例外給付の必要があると認めるとき、または例外給付に係る福祉用具の種目を変更する必要があると認めるときは、第3条の確認の有効期間が満了する日の前日までに第2条の申請をしなければならない。この場合においては、第2条第2項の規定を準用する。

- 3 ケアマネジャー等は、第1項の規定による見直しの結果、例外給付を必要としないと認めるときは、その旨を福祉事務所長に届け出なければならない。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか例外給付の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月31日から施行し、同年4月1日以後に軽度者が受けた指定福祉用具貸与費または指定介護予防福祉用具貸与費について適用する。

